



調達におけるネイチャーポジティブに 向けた実践ガイドライン（概要版）

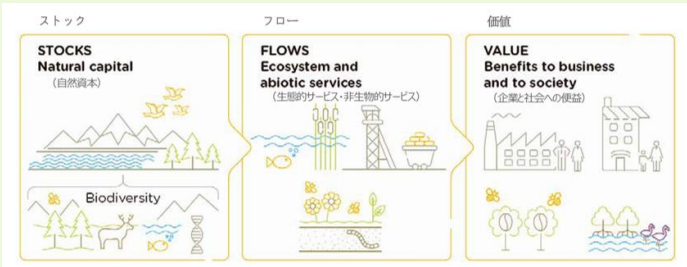
自然環境局 自然環境計画課
生物多様性主流化室

2026年7月



①調達におけるネイチャーポジティブの実践の重要性

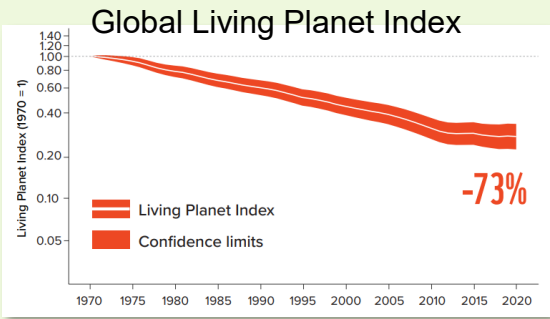
- 豊かな生物多様性に支えられた自然資本は、人間が生存するために欠かせない恵み（例：水、食料・原材料）をもたらすなど、豊かな社会の礎である。



図：自然資本と生物多様性のストック、フロー、価値との関係性

- 全てのビジネスは、自然資本に依存している。
特に、日本は、原材料の調達を通じた国外の自然資本への依存度が高い。

■ 一方で国内外の自然資本の劣化が進んでいる。



図：生物多様性に関する指標である LPI (Living Planet Index) を利用した試算では、2020年の段階で1970 年比で73%劣化している

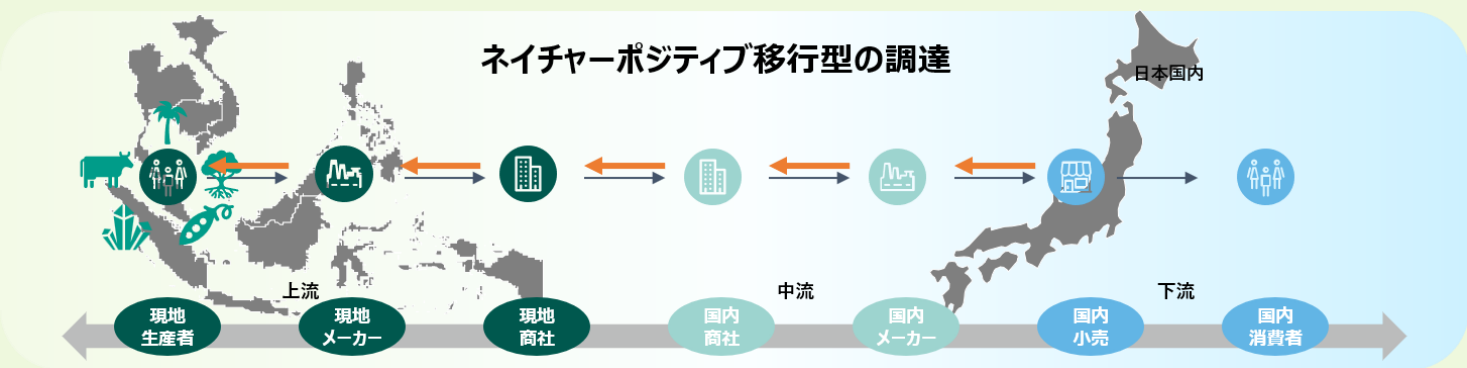
Living Planet Report 2024 (2024年、WWF)
<https://www.worldwildlife.org/publications/2024-living-planet-report/>



自然資本に起因した様々な調達リスクが顕在化
例）原材料調達が叶わなくなる、海外との取引停止、経済的コスト増加等

②本ガイドラインの対象範囲・活用方法

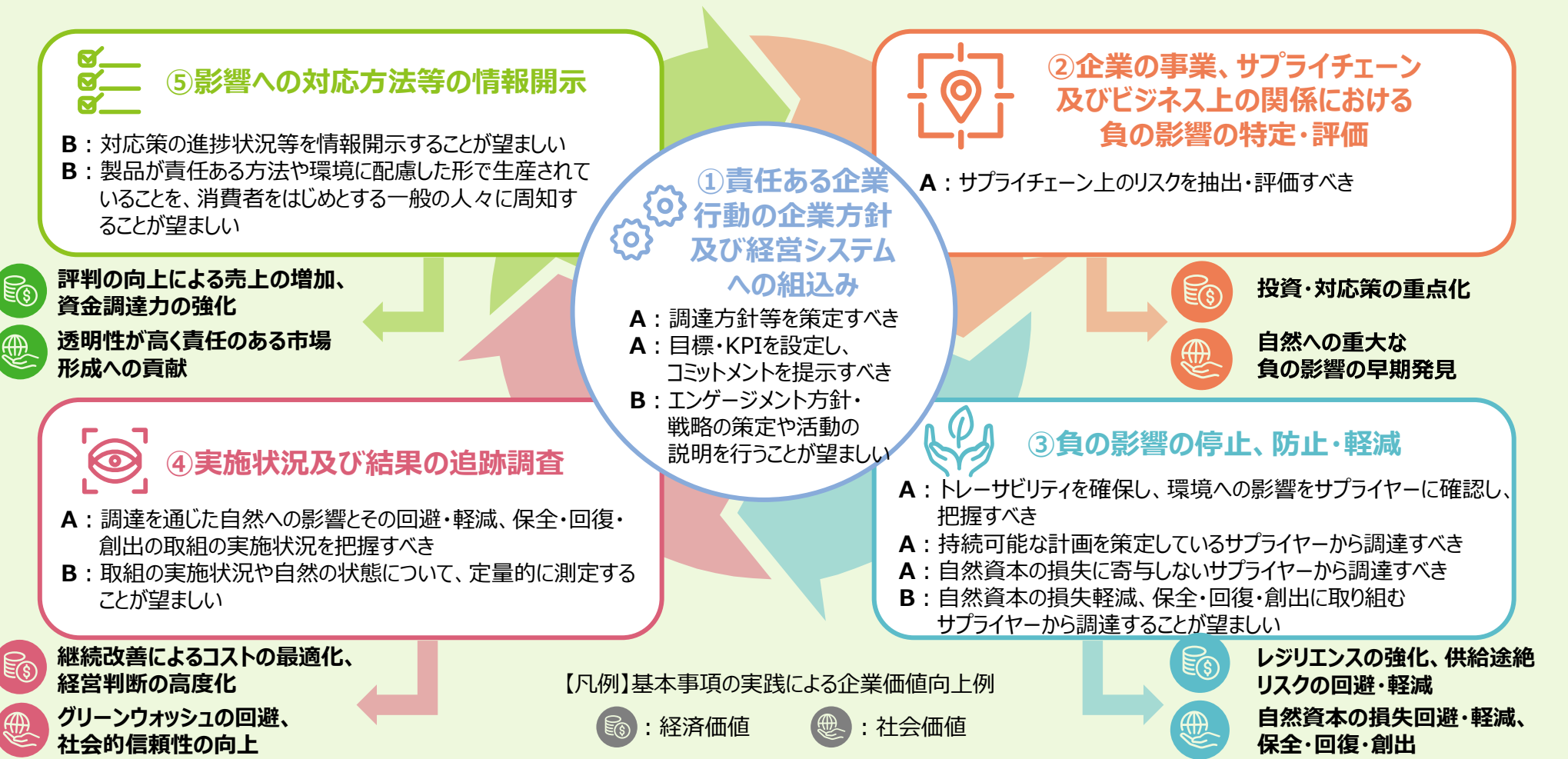
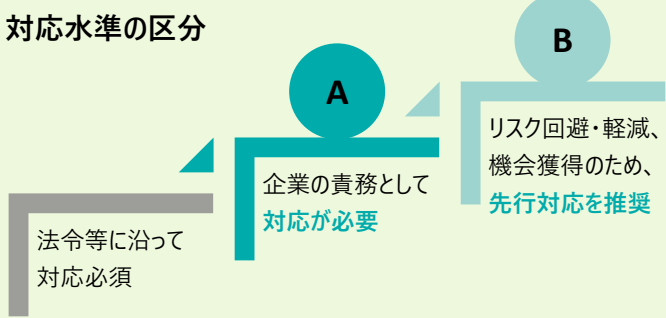
本ガイドラインは、これから調達におけるネイチャーポジティブを实践しようとする企業が第一歩を踏み出す際に任意に活用いただくほか、既に調達方針等がある場合でも、さらに自社の直接の取引先等に対して調達におけるネイチャーポジティブ実践の確認・促進・要請を強化するために、コミュニケーションツールとしても役立てていただきたい。



下流から上流に向けて、調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項に基づく実践の確認・促進・要請が連鎖しつつ、相互に連携することで、持続可能でネイチャーポジティブなサプライチェーンとなることを期待

③調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項の概要（1/2）

- 法令等に基づく遵守事項を前提とした上で、その対応水準に応じ、「**A：事業者の責務として対応が必要（「べきである」と記載）**」、「**B：先行対応を推奨（「望ましい」と記載）**」の2区分に基本的には整理される。
- サプライヤーとの協働に当たっては、ネイチャーポジティブ実践への移行に向けた**改善の余地を検討**し、キャパシティビルディング等の支援を実施しつつ、**段階的な改善**を図ることが望ましい。



③調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項の概要（2/2）

カテゴリ	基本事項	区分
① 責任ある企業行動の企業方針及び経営システムへの組み込み	・ <u>調達におけるネイチャーポジティブ実践への取組姿勢を示す調達方針等を策定</u> すべきである。	A
	・ トレーサビリティ確保や持続可能な製品調達に関する <u>目標・KPIを設定</u> すべきである。また、目標を達成するための <u>コミットメントを提示</u> すべきである。	A
	・ <u>サプライヤーのエンゲージメント方針・戦略を策定</u> することが望ましい。	B
	・ 先住民の社会及び地域社会（IPLC）やその他のステークホルダーに関する <u>人権方針やエンゲージメント活動を説明</u> することが望ましい。	B
②企業の事業、サプライチェーン及びビジネス上の関係における負の影響の特定・評価	・ ステークホルダーとの直接対話を通じて、 <u>サプライチェーン上のリスクを抽出・評価す</u> べきである。	A
③ 負の影響の停止、防止・軽減	・ サプライチェーンにおける <u>トレーサビリティ・透明性を確保</u> すべきである。また、原材料の生産、加工・製造、流通を通じた <u>環境への影響について</u> サプライヤーへ確認し、 <u>把握</u> すべきである。	A
	・ 自然資本の <u>損失回避・軽減に向けた持続可能な計画を策定しているサプライヤー</u> から調達すべきである。	A
	・ 自然資本の <u>損失に寄与しないサプライヤー</u> から調達すべきである。	A
	・ なお、損失の寄与の可能性が認められる場合は、ネイチャーポジティブ実践への移行に向けた改善の余地を検討し、キャパシティビルディング等の支援を実施しつつ、段階的な改善を図るべきである。	
	・ 自然資本の <u>損失軽減に取り組むサプライヤー</u> から調達することが望ましい。	B
	・ 自然資本の <u>保全・回復・創出に積極的に取り組むサプライヤー</u> から調達することが望ましい。	B
④ 実施状況及び結果の追跡調査	・ 調達を通じた自然への影響とその回避・軽減、保全・回復・創出の <u>取組の実施状況を把握</u> すべき。	A
	・ 取組の実施状況や自然の状態について、 <u>定量的に測定</u> することが望ましい。	B
⑤ 影響への対応方法等の情報開示	・ サステナビリティレポート等を通じて、マテリアリティ評価結果や目標、対応策の進捗状況等について <u>情報開示</u> することが望ましい。	B
	・ マーケティングとブランディングを通じて、製品が責任ある方法や環境に配慮した形で生産されていることを、 <u>消費者をはじめとする一般の人々に周知</u> することが望ましい。	B